答 申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した生活保護法(以下「法」という。)63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が、請求人に対し、令和元年8月5日付けの通知書(以下「本件処分通知書」という。)で行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、必ずしも明らかではないが、おおむね以下の 理由により、本件処分を違法又は不当とするものである。

本件海外渡航の目的は、親族の葬式、危篤又は墓参であり、その使途は生活保護の趣旨目的に反するものとはいえない。

また、担当職員から、海外渡航について事前の届出を行う必要があるということは聞いたことがない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の

規定を適用して棄却すべきである。

第5調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

	年 月	月		審議経過
1 ' ''	2年1	, •	•	諮 問
1	3 年	_ / • _		審議 (第51回第2部会)
令和	3 年	2月2	5 目	審議(第52回第2部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準についての法の定め

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める 基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、そ の者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程 度において行うものとするとされており、保護費は、上記保 護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定され るものである。

(2) 費用返還義務についての法の定め等

法 6 3 条の規定によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみや

かに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において 保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされ ている。

法63条の規定は、「被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うすることとしている」(東京高等裁判所平成25年(行コ)第27号事件・平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載。なお、同判決は最高裁判所において上告棄却により確定している。)ものと解されている。

- (3) 海外渡航費用の収入認定について
 - ア 被保護者が海外に渡航した場合の生活保護の取扱いについて、地方自治法245条の9第1項及び3項に基づく法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第10の問19答によれば、海外渡航した当該被保護者は渡航費用を支出できるだけの額の、本来その最低生活の維持のために活用すべき金銭を有していたことから、当該渡航費用のための金銭について、収入認定するのが原則とされる。
 - イ しかし、同答によれば、次のような目的でおおむね 2 週間以内の期間で海外へ渡航する場合には、その使途が必ずしも生活保護の趣旨目的に反するものとは認められないことから、保護費のやりくりによる預貯金等で賄う場合には、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないとして、活用すべき資産にはあたらず、収入認定しないものとして差し支えないとしている。

- ① 親族の冠婚葬祭、危篤の場合及び墓参
- ② 修学旅行
- ③ 公的機関が主催する文化・スポーツ等の国際的な大会への参加(選抜又は招待された場合に限る。)
- ④ 高等学校等で就学しながら保護を受けることができる ものとされた者の海外留学であって世帯の自立助長に効果的であると認められる場合

これに加えて、東京都福祉保健局生活福祉部保護課「生活保護運用事例集2017」(以下「運用事例集」という。)問8-36「海外渡航者の海外滞在期間中の保護の取扱い」の1及び2によれば、上記イの生活保護の趣旨目的に反しない場合として、上記①~④のほか、次のような目的も例示する。

- ⑤ 福祉的就労をしている者の職場旅行
- ⑥ その他、社会通念上やむを得ないと実施機関が判断した場合

上記(1)の保護の補足性の考え方に鑑みれば、本件海外渡航費用のための金銭は、請求人の最低限度の生活維持のために活用すべきものとして収入認定するのが原則であり、収入認定を要しないとする場面は限定的に解されなければならない。それゆえ、課長通知及び運用事例集では、①ないし⑤の場合には、生活保護の趣旨目的に反しないと具体例を明確にしつつ、①ないし⑤に準じるような目的についてのみ限定的に、⑥「その他、社会通念上やむを得ない」場合として、収入認定を要しないとすることを認めているものと考えられる。運用事例集間8-36の2・(2)によれば、上記(3)・イ以外の目的で海外渡航をした場合(例:観光旅行、職場の親善

旅行、治療目的の海外渡航等)には、その使途が生活保護の

趣旨目的に反することとなるため、渡航費用の範囲内で収入 認定を行うとする。

そして、その場合の収入認定額は、当該渡航費用(宿泊費及び交通費)が世帯の最低生活費(医療扶助・介護扶助を除く)のおおむね3か月分を超えているか否かを一つの目安として判断するとする。つまり、渡航費用が著しく高額であり、社会通念上認め難いと考えられる場合はその全額を、そうでない場合は当該渡航期間中(出国日の翌日から帰国日の前日)の生活扶助相当額(基準生活費及び加算)についてのみ収入認定を行うとする。

エ 運用事例集問8-36の6によれば、被保護者に対し、 渡航に先立ち、渡航先(宿泊先)、渡航目的及び日程並びに 費用及びその捻出方法等について記載した書面を提出させる こととしている。

なお、事前の届出がなかったとしても上記の取扱いを行うとともに、今後必ず事前の届出を行うよう指導するとしている。

- オ また、被保護世帯の一部が海外渡航した場合の収入認定の対象額について、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問10-22「世帯員の一部が海外渡航した場合の取扱い」によれば、収入認定の対象については、海外渡航した世帯員分の最低生活費及び加算に相当する額とするとしている。
- カ そして、課長通知第7の問19答によれば、最低生活費の認定に当たり、日割計算を行わなければならないときは、 原則として、30日を分母として日割計算をすることを原則 とするとされている。

2 本件処分の検討

(1) 本件海外渡航の目的について

これを本件についてみると、本件海外渡航の目的は「子どもに会いにいくため」であり、上記1・(3)・イで列挙された①ないし⑤のいずれにも該当しない。また、本件資料のいずれからみても、本件海外渡航の目的が①ないし⑤に準じるものと認めることはできないことから、⑥「その他、社会通念上やむを得ない」場合にもあたらないものと認められる。

そうすると、処分庁が、本件海外渡航の目的について、法の趣旨目的に沿った上記①ないし⑥の目的によるものではないと判断した上で、本件海外渡航期間中の請求人分の生活扶助費に相当する金額について返還を求めることとし、本件処分を行ったことについて、違法、不当なものとすることはできない。

(2) 本件処分における返還金額の算定について

ア 本件では、請求人に係るケース診断会議において、本件海外渡航に係る各渡航期間は確認できたものの、交通費及び宿泊費については認定できず、費用の拠出元についても、保護費のやりくりにより捻出したものか、他からの援助によるものか不明であることから、処分庁は、当該渡航期間中(出国日の翌日から帰国日の前日)における請求人に係る生活扶助費相当分を収入認定していることが認められる。

このことについて、運用事例集8-36(上記1・(3)・ウ)は、同・イ以外の目的で海外渡航をした場合の収入認定額(発生資力)は、世帯の最低生活費(医療扶助・介護扶助を除く)のおおむね3か月分を超えているか否かを一つの目安とし、渡航費用が著しく高額であり、社会通念上認め難いと考えられる場合はその全額を、そうでない場合は当該渡航期

間中(出国日の翌日から帰国日の前日)の生活扶助相当額 (基準生活費及び加算)についてのみ認定を行うとしている が、本件のように観光旅行等とは異なる事例であって、渡航 費用の多寡について認定できない場合は、渡航期間中の生活 扶助相当額についてのみ収入認定を行うのが妥当であると考 えられる。

そして、処分庁が行った本件における収入認定方法を検証すると、本件海外渡航は、請求人世帯において請求人のみが(ア)平成30年3月7日に日本を出国し、同月19日に帰国、(イ)同年12月17日に日本を出国し、平成31年1月1日に帰国、(ウ)同年3月27日に日本を出国し、同年4月2日に帰国していることから、本件海外渡航により収入として認定すべきである、各渡航期間中の請求に係る生活扶助相当額は、別紙の表(「返還金額算定表」)のとおり、25,562円となる。

- イ 本件において、請求人に係る法63条の規定にいう「資力」の額は、上記収入認定額25,562円であるといえる。他方、請求人世帯に対する各渡航期間中の支給済保護費の合計額は、427,557円であることが認められる(別紙の表の「支給済保護費」参照)。そうすると、本件海外渡航に伴い、請求人に発生した資力は、同支給済保護費を下回ることが認められるのであるから、請求人が「資力があるにもかかわらず」受給した保護費は、上記収入認定額の25,562円であると認められる。
- ウ したがって、当該金額を返還決定額とした本件処分は、 上記1の法令等に則ってなされたものであり、かつ、違算も 認められないから、返還決定額の算定について違法又は不当 とすべき点はない。

- 3 請求人の主張について
 - (1) 請求人は、上記第3のとおり、本件海外渡航の目的は、親族の葬式、危篤又は墓参である旨主張している。

しかし、本件審査請求について、請求人は、本件海外渡航の目的について上記のとおり主張しているものの、本件処分以前の令和元年5月14日に担当職員が請求人に対し、海外渡航の目的について尋ねた際、請求人は、自身の子どもに会いに行くために海外渡航した旨述べている。しかも、本件処分以前に、請求人が渡航目的を述べるにあたり、特段障害となるような事情も認められない。このことからすれば、請求人の本件海外渡航の目的についての発言が、本件処分前後で不自然に変遷していることが認められる。また、請求人から、本件海外渡航の目的や海外渡航時の訪問先や宿泊先等に係る何らの資料も提出されていない。

そうすると、本件海外渡航の目的が「親族の冠婚葬祭、危篤の場合及び墓参」(上記 1 ・(3)・イ)又はそれに準じたものと認めることはできないことから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

(2) また、請求人は、担当職員から、海外渡航について事前の 届出を行う必要があるということは聞いたことがない旨主張 している。

この点、本件海外渡航以前に、担当職員から請求人に対し、 海外渡航時の事前申告について案内したか否かについては、 本件各資料からは明らかでない。

しかしながら、法の趣旨からして、生活保護受給者に対し、 海外滞在中にまで保護を行うことは想定されない上、運用事 例集8-36(上記1・(3)・エ)によれば、海外渡航に先立 ち、渡航先(宿泊先)、渡航目的及び日程並びに費用及びそ の捻出方法等について記載した書面を生活保護実施機関に提出するとされていることから、海外渡航について事前の届出を行うことは、被保護者の義務であると考えられる。

また、事後的に報告があったとしても、請求人としては、正当な海外渡航目的であることを明らかにする資料を事後的にであれ提出すれば足り、事前申告した場合と比較して、特段不利益な取扱いを受けるとも解されない。

とすれば、本件において、仮に、海外渡航時の事前申告について案内していなかったとしても、そのことをもって、本件処分が違法又は不当となるということはできない。

- 4 その他の違法性又は不当性についての検討
 - (1) 本件処分通知書には、資力の発生日について「平成30年3月8日」とのみ記載されているところ、本件海外渡航について、このほか平成30年12月、平成31年3月及び同年4月の各月で資力が発生していると認められる(別紙)ことからすると、これを正確な記載であるとは認められない。しかし、上記2で述べたとおり、本件処分における返還金額の算定に誤りは認められないことから、当該記載の誤りをもって、本件処分の取消理由とすることはできないと考えられる。
 - (2) その他、本件処分に違法・不当とすべき点を認めることはできない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や 法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適 正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙 (略)